

## 山口県森林環境活動サポート事業補助金交付要綱

制定 平成 27 年（2015 年）3 月 31 日付け平 26 森林企画第 489 号  
改正 令和 2 年（2020 年）3 月 31 日付け平 31 森林企画第 661 号  
改正 令和 2 年（2020 年）10 月 27 日付け令 2 森林企画第 383 号

### （趣旨）

第 1 条 この要綱は、山口県森林環境活動サポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付について、山口県補助金等交付規則（平成 18 年山口県規則第 138 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### （目的）

第 2 条 この補助金は、ボランティア団体等が取り組む自主的な森林づくり活動や地域の子どもたち、都市住民等への森林環境教育、体験学習等の活動をサポートし、森林づくり活動への更なる参画促進、次世代等への森林づくりへの理解醸成を図ることを目的とする。

### （補助対象）

第 3 条 補助金の交付の対象となる活動は、公募することとし、補助対象となる事業内容、補助率については、別表 1、補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）については別表 2 のとおりとする。

### （事業主体）

第 4 条 第 1 条に規定する事業主体は、森林整備活動を行う県内のボランティア団体、NPO 法人、自治会、企業等及び市町とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する団体等は対象外とする。

- （1）国
- （2）宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体
- （3）暴力団又はその構成員の統制下にある団体
- （4）規約を有さず、代表者が明らかでない団体
- （5）当事業において、明朗な会計、経理を実施、報告できない団体
- （6）当事業において、活動内容の公表に異議がある団体

(補助金の交付申請)

第5条 規則第3条第1項の申請書は、別記第1号様式によらなければならない。

2 事業主体(課税業者)は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額(補助金対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかでない場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合については、この限りではない。

3 規則第3条第1項の期日は、知事が別に定める日とする。

(事業変更に係る承認の申請)

第6条 規則第8条第1項の申請書は別記第2号様式によらなければならない。

(事業変更の承認)

第7条 規則第8条第1項に定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金の額が交付決定額に対して3割を超える減額が生じるとき
- (2) 事業の廃止

(実績報告)

第8条 規則第11条の実績報告書は別記第3号様式によらなければならない。

2 前項の実績報告書は、事業を完了した日から起算して20日を経過した日又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに提出しなければならない。

3 第5条第2項ただし書きにより補助金の交付の申請をした補助事業者は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金の仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第5条第2項ただし書きにより補助金の交付の申請をした補助事業者は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税相当額が確定した場合には、別記第4号様式により、その金額(前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

(補助金の交付)

第9条 規則第12条の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金を請求しようとするときは、別記第5号様式を知事に提出しなければならない。

(概算払)

第10条 知事は、必要と認めるときは、補助金の概算払することができる。

2 補助事業者は、概算払いにより補助金の交付を受けようとするときは、別記第6号様式を知事に提出しなければならない。

(関係書類の保管)

第11条 補助事業者は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の終了の年度の翌年から起算して5年間保管しなければならない。

(書類の提出)

第12条 この補助金に関して知事に提出する書類は1部とし、所轄の農林水産事務所又は、農林事務所に提出する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付について必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年10月27日から施行し、令和2年度事業から適用する。

別表1 事業内容、補助対象、補助率、補助上限額

項目	事業内容	補助対象	補助率	補助上限額
(1) 森林ボランティア活動支援	・森林整備活動を行うための資機材の購入を支援 ・地域が取り組む植樹活動を行うための苗木等の資材購入を支援	ボランティア団体、NPO法人、自治会、企業等	補助対象経費の10/10以内	500千円
(2) 市町を介しての森林ボランティア活動支援	・複数の森林ボランティア団体等が活動する市町内において、共有して利用 ・管理する資機材の購入を支援	市町	補助対象経費の10/10以内	1,000千円
(3) 子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援	・森林ボランティア団体等が地域の子どもたちなどを対象に実施する森林づくり活動や森林環境教育等を支援 ・都市部等を対象とした幅広い森林づくりへの参加を促す周知活動を支援	ボランティア団体、NPO法人、自治会、企業等	補助対象経費の10/10以内	500千円

別表2 補助対象経費の内容

区分	内容	
報償費	指導者等への謝金	
旅費	指導者等の旅費及び指導者等との打合せに要する旅費	
需用費	消耗品費	事務用品や参考資料、書籍等の購入費
	燃料費	森林整備に必要なチェーンソーや刈払い機等の燃料費
	印刷製本費	資料印刷代
	資材購入費	機材等の購入、苗木、支柱、鋸、鉋、鎌代等 なお、資材購入費について、1機材あたり上限額は15万円（市町を除く）
	食糧費	参加者が体験交流に使用する食材の購入費 なお、地域で生産された食材であり、補助上限額は事業費の10%以内とする。（別表1、(3)子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援のみ適用）
役務費	通信運搬費、損害保険料等	
使用料及び賃借料	会議室、車両、機材等の借り上げ料等	
その他	上記以外の経費で、知事が必要と認める経費	

(注) 以下の経費については、補助対象経費外とする。

- ① 応募団体の構成員への報償費、賃金
- ② 事業実施を外部へ委託するための経費
- ③ 活動参加者に対する報償費、賃金、旅費
- ④ 食糧費（別表1、(3)子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援を除く）

別記第1号様式（第5条関係）

令和 年度山口県森林環境活動サポート事業補助金交付申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者  
所在地  
団体等（市町）の名称  
代表者（市町長）氏名

令和 年度において、下記のとおり山口県森林環境活動サポート事業を実施したいので、補助金 円を交付されるよう山口県補助金等交付規則第3条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 関係書類
  - (1) 事業計画書（別紙1のとおり）
  - (2) 収支予算書（別紙2のとおり）
  - (3) その他知事が必要と認める書類
  
- 2 事業完了予定年月日

別記第2号様式（第6条関係）

令和 年度山口県森林環境活動サポート事業補助金変更承認申請書

年 月 日

山口県知事 様

申請者  
所在地  
団体等（市町）の名称  
代表者（市町長）氏名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付の決定のあった山口県森林環境活動サポート事業の実施について、下記に掲載した理由により申請の内容を変更したいので、承認されたく、山口県補助金等交付規則第8条の規定により申請します。

記

1 変更の理由

2 変更の内容

3 関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他知事が必要と認める書類

（注）上記関係書類については、別紙1、2により二段書き（上段変更前、下段に変更後をいずれも黒書）したものであること。

別記第3号様式（第8条関係）

令和 年度山口県森林環境活動サポート事業実績報告書

年 月 日

山口県知事 様

事業主体  
所在地  
団体等（市町）の名称  
代表者（市町長）氏名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付の決定のあった山口県森林環境活動サポート事業を完了したので、山口県補助金等交付規則第11条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 関係書類

- (1) 事業実績書（別紙1のとおり）
- (2) 収支精算書（別紙2のとおり）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 事業完了年月日

3 添付資料

- (1) 支出領収書（写し）
- (2) 活動状況写真

別記第4号様式（第8条関係）

令和 年度山口県森林環境活動サポート事業補助金に係る消費税等相当額報告書

年 月 日

山口県知事 様

事業主体  
所在地  
団体等（市町）の名称  
代表者（市町長）氏名

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付の決定のあった令和  
年度山口県森林づくり活動支援事業補助金について、山口県森林環境活動サポート  
事業補助金交付要綱第7条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金の額の確定額 (令和 年 月 日付 第 号による額の確定額)	金	円
2 補助金の額の確定時に減額した消費税等相当額	金	円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税等相当額	金	円
4 補助金返還相当額（3－2）	金	円

別記第5号様式（第9条関係）

令和 年度山口県森林環境活動サポート事業補助金交付請求書

年 月 日

山口県知事 様

事業主体  
所在地  
団体等（市町）の名称  
代表者（市町長）氏名

令和 年 月 日付け 第 号で補助金の額の確定通知のあった山口  
県森林環境活動サポート事業補助金について、下記のとおり請求します。

記

請求金額 円

口座振込銀行等	金融機関名	口座名義人（カタカナ）
	預金種類番号	
	普通・当座・別段 預金 (口座番号)	

別記第6号様式（第10条関係）

年 月 日

山口県知事 様

事業主体  
所在地  
団体等（市町）の名称  
代表者（市町長）氏名

令和 年度山口県森林環境活動サポート事業補助金概算払請求書

年 月 日付け指令 第 号で補助金交付の決定のあった山口県森林環境活動サポート事業補助金について、下記により金 円を概算払いにより交付されたく請求します。

記

(単位：円)

交付決定額 (A)	既受領額 (B)	今回請求額 (C)	残額 (A) - (B) - (C)	備考

※概算払いに必要な領収書等を添付すること

口座振込銀行等	金融機関名	口座名義人 (カタカナ)
	預金種類番号	
	普通・当座・別段 預金 (口座番号)	

## 事業計画（実績）書

## 1 事業総括表

活動名	
森林ボランティア名 (市町名)	事業主体名 なお、別表1「(2)市町を介しての森林ボランティア活動支援」を実施する市町は資機材等を使用する団体等名の全てを記載すること
実施場所	可能な限り具体的に記載すること
活動の概要	

## 2 活動計画（実績）表

実施時期	実施内容	活動計画・実績※	事業量 (面積、本数等)	備考
	<記載例1> 間伐(場所) 植樹(場所)	○月○日;参加人数○名 ○月○日;参加人数○名	間伐面積0.5ha 植樹(サクラ100本) 0.3ha	
	<記載例2> 竹粉碎機(チップ)	・ボランティア団体名 ○月○日(貸付期間○) ・ボランティア団体名 ○月○日(貸付期間○)	竹林整備面積0.3ha 広葉樹林整備0.1ha	
	<記載例3> 木工体験 樹木観察会	○月○日;参加人数○名 ○月○日;参加人数○名	子どもの参加者数○名 子どもの参加者数○名	

※活動計画・実績欄には、別表1の(1)森林ボランティア活動支援では森林整備活動日、参加人数など、(2)市町を介しての森林ボランティア活動支援では資機材等の貸出団体名、貸出日(期間)など、(3)子どもたちに対する森林環境、体験交流活動支援では、参加者数

